

初任給調整手当取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般職の職員の初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(第2種初任給調整手当の基準額)

第2条 一般職の職員の初任給調整手当支給規則（平成14年函館市規則第34号）第12条第3号に規定する市長が別に定める額は、職員の在勤する地域（北海道および東京都を除く。）に応じ、当該地域において効力を有する地域別最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額とする。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、令和8年4月1日から適用する。